

第三者評価結果入力シート（児童心理治療施設）

種別	児童心理治療施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK2021201

S2020125

1201C029 大阪府

0501B093 大阪府

③施設名等

名称	あゆみの丘
施設長氏名	田村 薫
定員	45 名
所在地(都道府県)	大阪府
所在地(市町村以下)	貝塚市三ヶ山138-2
T E L	072-447-1200
U R L	http://hannan-fukushi.org/ayumi/
【施設の概要】	
開設年月日	2002/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 阪南福祉事業会
職員数 常勤職員	32 名
職員数 非常勤職員	13 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数	4 名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数	1 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数	14 名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数	4 名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数	6 名
有資格職員の名称（カ）	公認心理士
上記有資格職員の人数	6 名
施設設備の概要（ア）居室数	生活棟（男子・女子ユニット）、心理棟（心理治療室）ほか
施設設備の概要（イ）設備等	食堂、厨房、コミュニティホール、ラウンジ、
施設設備の概要（ウ）	
施設設備の概要（エ）	

④理念・基本方針

【法人理念】

私たちは、一人ひとりを大切に、笑顔と笑い声のたえない共同生活をめざします。

【法人基本方針】

一、命の尊さを教え、共に生きる喜びを感じ共に育ちあうことを大切にします

一、穏やかでこちよい生活の中で子どもの意欲を育むよう支援します

一、子どもの心の中に住み込み、安心安全の基地となるよう寄り添います

【施設の理念・基本方針】

こども一人ひとりに携わっているさまざまな「力」を信じ、それらの力が日々の生活にうまく活かされるよう個々のニーズに応じたいくつもの手段、方法を用い、たゆまぬ働きかけを行います。

すべての職員があらゆるつながりのある人たちと協働し、こども一人ひとりの目標を共有し、こどもに寄り添いながらその達成をめざします。

⑤施設の特徴的な取組

あゆみの丘では、心理・生活・医療・教育との連携を治療の柱とし、こどもに関わるすべての職員が協働しひとり一人のこどもの治療目標を達成できるように支援している。施設全体が治療の場であり施設内で行っているすべての活動が治療であるように総合的な支援に努めている。

感覚運動療法としてヨガ・ダンス・太鼓のコンテンツを取り入れ、副交感神経の活性化を図り、こどもの感情調整や自己調整へアプローチできるよう取り組んでいる。こどもの声を聴き、意見表明しやすい仕組みを整え、権利擁護の視点に立った生活の見直しを行っている。

令和4年8月には、あゆみの丘に「丘のうえ こころのクリニック」を併設し外部医療機関に通院していたこどもの多くが転院している。退所後も通院を継続できるため、切れ目のないアフターケアを行うことができる。また、入所児童のみに留まらず、地域の外来患者を受け入れ地域の精神保健医療福祉の一端を担っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/10/28	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/2/6	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）	

⑦総評

【特に評価できる点】 ■職員一人ひとりの教育・研修等の機会確保 職員のスキル向上には研修の充実が必要になりますが、法人内研修、外部研修、希望研修制度など、その機会は多く職員の意向に沿う研修に参加が可能です。 ■積極的な実習指導 受入れ体制としては実習生受入れマニュアルを準備し、実習のプログラムも学校との協議を重ねて整備しています。また毎年指導者研修を受講し、指導する職員のスキル向上にも努めています。 ■子どもを尊重した治療・支援の姿勢 子どもを尊重した治療・支援に対する施設の姿勢は、理念・基本方針に明記しています。職員会議での「職員倫理綱領」の唱和や人権に関する研修への参加など、職員の理解や支援の実践に繋がるような取り組みを常に行っています。 ■治療・支援内容の丁寧な説明と自己決定の尊重 治療・支援の際は、子どもや保護者等が理解しやすい資料などを使って丁寧に説明をしています。子どもや保護者等の自己決定を尊重し、同意を得た内容を書面で残しています。措置変更が必要な場合は、従前の支援内容と大きく違わないよう配慮し、治療・支援及びアフターケアに繋げています。 ■子どもの問題行動への適切な対応 多職種の職員が連携して心理的視点と福祉的支援の複眼的見立てで子どもの問題行動の背景を理解することによって、適切な対応に努めています。 ■心身の健康保持にかかる自己管理能力の育成と医療的支援 子どもの健康は看護師を中心に適切に管理して、職員間で共有しています。職員は、子どもが自分の体調に気を配れるよう支援しており、うまく表現できない子どもには絵を示して指差しで言えるような工夫もしています。投薬は手順を決めて行い、課題があれば職員間で検討し改善しています。 【改善を求める点】 ■中・長期計画の策定 中・長期（3～5年）を見越した事業計画・収支計画の起案と、これを踏まえた単年度事業計画の策定が求められます。 ■ボランティア受入体制 施設の性質上ボランティアの受入は慎重を期するという考えから、施設は受入を積極的には行っていません。それでもボランティアとのかかわりは皆無ではないので、受入に関するマニュアル等の整備が求められます。地域の学校教育への協力に関する基本姿勢の明文化も同様です。 ■標準的实施方法の策定・活用・見直し 標準化は、画一化を求めるのではなく、必ず行わなければならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な治療・支援と相補的な関係にあるものです。施設の特性を考慮した標準的実施方法の策定をすすめ、柔軟に検証や見直しができる仕組みづくりに期待します。
--

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設の現状を理解していただき、的確で客観的評価とご指導、感謝しております。 今回の第三者評価でご指摘いただいた項目の改善を図りながら、今後も職員一同、一丸となって「こどもの最善の利益」を追究していきたいと考えています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童心理治療施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
社会福祉法人阪南福祉事業会（以下、法人）のホームページ（以下、HP）に記された基本理念と、児童心理治療施設あゆみの丘（以下、施設）の事業計画書に記された、運営理念は表現が異なっています。施設の基本方針は、HPや「せいかつのしおり」、令和6年度事業計画書に記載していますが、施設の理念や治療・支援理念など様々な表記にも違いがあつて改訂中です（令和6年12月には公開予定）。現在、新施設開設に向けて生活規模の少子化を念頭に、基本方針等を再検討しています。職員には会議等で、「倫理綱領」の唱和に加え、法人が定める「職員の心構え」に法人と施設が目指す福祉目標を明示して、行動規範や想いの共有を図っています。理念・基本方針は、組織が一丸となって福祉事業を推進する原点であり、職員間の共通概念として統一するとともに、子どもや保護者等にその周知を徹底することを期待します。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
施設長は、厚労省や大阪府、全国児童心理治療施設協議会（以下、全児心）から社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握して、法人の施設長会議等で分析し共有しています。近年、発達障がい傾向のある子どもや通院治療を必要とする子どもが増加するなど、施設利用ニーズの質的变化を捉えてはいますが定性的な把握に留まり、量的な把握は十分ではありません。職員の多くには施設経営を取り巻く環境や経営状況は十分に共有されておらず、施設として具体的に入所児童の治療・支援ニーズの変化や利用率の推計、治療・支援のコストを組織的に分析して事業の将来性や継続性を展望する仕組みを構築することを期待します。	
② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
施設の資金収支状況には問題はなく、経営の安定に向けて役員間では課題を共有して具体的な取組が進められています。しかしながら、職員の関心度は高くない状況です。目下の経営課題は、新施設開設に向けて治療・支援単位の小規模ユニット化や総合環境療法の充実、長く定着していたプログラム教育の仕組みからの脱却、そしてそれを支える職員の総合的な支援に尽きます。新施設開設にかかる事業計画については、職員の関心度は高く、ハード・ソフト両面の改善に向けた建設的な議論が交わされています。今後は、経営課題全般の克服への職員の参画意識を高めていくことが引き続きの課題となっています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
施設では心理士育成拠点として児童養護施設を含む法人全体の心理的ケアの質の充実を図るべく、中・長期にわたる心理士の育成計画を策定して取り組んでいます。令和6年度事業計画には中・長期にわたるビジョンと計画が示されていますが、計画年度を特定した中・長期計画書の起案は十分ではありません。具体的なタイムスケジュールと達成目標、そしてその裏付けとなる収支計画を伴った中・長期計画の策定（文書化）が求められます。	
② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【判断した理由・特記事項等】	
単年度の事業計画は施設運営にかかる実現可能な具体的計画を含み、単なる行事計画ではありません。ただ令和6年度事業計画書の中には、前項で評価したように中・長期にわたる計画も含まれていますが、明確な数値目標や具体的な成果目標の設定が十分ではないために、期末の評価を適切に行うことが難しい計画書となっています。中・長期計画が策定されていない（I-3-(1)-①の評価がC）故に、本評価項目は「C評価」となります。事業計画は終了年度の振り返りを基に策定するばかりではなく、中・長期計画を踏まえた策定を期待します。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
【判断した理由・特記事項等】		
プログラム教育からの脱却を中核とする新たな治療・支援方針の構築を主任・リーダーで構成する「ミライ会議」（月1回開催）で協議しています。新施設開設プロジェクト会議の内容は毎月の職員会議で報告され、職員は自主的にプロジェクト会議に参加して意見を述べる事ができています。職員は、各種委員会に所属して施設運営の計画策定に参画し、各年度事業計画は、施設長が示す基本方針を踏まえて「ミライ会議」や各委員会等の協議結果を集約するプロセスを経て作成されています。施設長は、策定した事業計画を職員会議で説明していますが、年度途中において、事業計画の進捗状況を組織的に評価する仕組みは不十分です。		
② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
【判断した理由・特記事項等】		
新施設開設にかかる計画については子どもや保護者に提示していますが、その他の事業計画については周知が不十分です。施設の事業計画の主な内容を理解することは、保護者等にとっては施設への信頼と安心に、子どもにとっては自らの生活を主体的に考えるうえで大切なことです。特に、治療・支援単位の小規模化やプログラム教育の見直しとそれに伴う支援体制の再構築計画の展望は子どもや保護者に理解を促すことが求められます。		

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
【判断した理由・特記事項等】		
「イマ会議」には主任・リーダーはあえて参加せず、若い職員が率直な意見や疑問を交換する中で、自らの治療・支援の振り返りやお互いの励ましあいを行っています。「ミライ会議」では主任・リーダーが、新たな治療・支援の仕組みの構築や施設の構造的な改善について協議を重ねています。個々のケースや男子・女子棟の治療・支援の評価・見直しについてはアセスメント会議やカンファレンス、上長（総括主任等）によるスーパーバイズ・フィードバックの場で実施しています。第三者評価基準に基づく自己評価については、各部門から参加する「評価委員」で毎年取り組んでいます。結果の全体共有はできておらず、組織的なPDCAサイクルの機能は十分ではありません。		
② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
【判断した理由・特記事項等】		
前項で評価したように、個々の支援ケースや「イマ会議」、「ミライ会議」等職員各層における検討結果やそれらに基づく課題を明確にしておき、事業計画にも反映しています。ただ、組織全体を評価・分析する仕組みとその結果を共有して課題の改善に取り組む体制の構築は十分ではありません。新施設開設やその後の現施設改修、新たな治療・支援体制の構築を見据えて、今回の第三者評価や自己評価の結果を起点として計画的な改善策の実施を期待します。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b
【判断した理由・特記事項等】		
施設長、副施設長の役割と責任については、運営管理規定第2章「職員及び職務」に明記しています。また組織図によって、施設長不在時の権限委任等の体制を明確にしています。施設長は毎月の職員会議等で、その都度、想うことや必要な注意を行ったうえで、職員からの問いかけには短絡に否定することなく丁寧に指導・助言を行っています。施設長は、支援現場での長い経験から組織で働く職員の苦労をよく理解し、長としての主張を強引に押し付けるのではなく、職員一人ひとりが想いを表明でき、それを受け止めることによって職員が主体的に成長できるよう努めています。今後は、広報誌等を活用して、象徴的な言葉や折に触れた想いのアナウンスを期待します。		

② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
施設長は、全国児童心理治療施設長会議（年２回）、その他各種の研修会に参加するとともに、法人施設長会議を通じて国の施策動向や各種法令の内容を正しく理解するための取組を行っています。また、毎月の職員会議冒頭における施設長報告や、朝夕の申し送りにおいて、治療・支援や職員の行動規範にかかる具体的な内容をわかりやすく伝えています。さらに、主任・リーダー会議ではより詳しく説明するとともに主任には資料を回覧して理解を促しています。	
（２） 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】	
施設長は継続的に取組まれる治療・支援を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげることに指導力を発揮することが求められます。施設長は日々実践される治療・支援について、各種会議を通じて職員と検討を進め、組織的な体制づくりに精力的に取り組んでいます。また職員全員との面談も毎年実施し、職員の支援に対するベクトルを調整する機会として効果が見え始めています。ただ、職員の中には具体的な治療・支援を指示するリーダーシップを期待しているという意見があります。治療・支援に取り組む職員への思いとして施設長の信念である「自ら考えて動ける職員」を具体的に表明し、意識共有することで組織的な体制となるよう期待します。	
② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い治療・支援の実現を図る必要があります。まず経営の改善については、副施設長と協調し円滑な施設経営に取り組んでいます。法人との協議では施設長経験が浅いこともあり、経営状況の把握に努めている段階です。そして業務の実効性に関する取組としては、職務ニーズに応える形で看護師や自立支援担当職員を配置し必要な支援に対応する体制を構築中です。また若手職員の意見や要望についても「イマ会議」を通じて把握に努めています。ただ、心理治療施設としては心理支援と生活支援の両輪で治療・支援していくことが求められ、効果的な業務を目指す施設長のリーダーシップに期待します。	

２ 福祉人材の確保・育成

（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
職員が各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが重要となります。その為にも職員の確保と定着が重要になりますが、確保については就職フェアの参加やSNSを活用するなど積極的に取り組んでいます。一方、定着については、法人のスケールメリット（複数の施設を運営）を活かして、各施設の職員参加で共に専門性向上の研修に取り組む、更に「同期会」として同期職員間の連帯意識と相互支援の機運醸成につながり、定着に寄与しています。ただ、少なからず離職者がいる中、治療・支援に取り組む体制という意味では、職員の支援に対する不安などを取り除くためにも今後は具体的な人員体制の計画や取組の共有に努めることを期待します。	
② 総合的な人事管理が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
職員が自らの将来を描くことができるような仕組みづくりの明確化や職員の意向・希望を確認するなどコミュニケーションが大切になります。その機会として施設長面談を年２回実施し、職員の意向や希望などの把握に努めています。ただ、職員が抱く将来へのステップアップに対する人事基準がなく、職務に対する評価も明確ではありません。人事考課制度の導入については法人にその取組がないことも大きく影響していますが、施設としてどの様な職員を求め、どの様な基準で職務などを評価するのかを明確にし、職員が自身の将来を描ける仕組みづくりに期待します。	
（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】	
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい環境、職場づくりに取り組むことが求められます。職員のワーク・ライフ・バランスの配慮については前向きな取組があり、具体的には希望休や産休、育休の取得など勤務シフトで調整をはかり、職員の間にも全員で協力しようという意識があります。ただ職員によっては残業が必要な勤務日もあり、その対応として勤務体制、人員配置の工夫などの配慮が必要になります。働きやすい職場の実現には福利厚生も含めた、治療・支援に対して意欲的にのぞめる勤務環境を整えることが重要となり、これからの積極的な取組に期待します。	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
【判断した理由・特記事項等】		
目標管理制度は施設の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や各棟、さらには職員一人ひとりの目標の統合を指す仕組みとなります。まず、施設の育成目標については、以前のプログラム教育による職員育成に関して適切どころ、合わないところを把握したうえで、「支援者支援」を意識していますが、まだ具体的な見直し整備が追いついていない状況です。ただ職員個々の目標については、毎年施設長や上席との面談を実施して将来への意向などを含め目標設定に取り組んでいます。しかしながら、その目標に対しての進捗や達成状況などの確認については不十分な状態です。目標項目、目標水準、目標期限などの再考を視野に、評価、確認するという仕組みに期待します。		
② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
【判断した理由・特記事項等】		
治療・支援の質の向上のために施設が定めた目標と、その目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが大切です。年間の研修計画を作成し、参加する職員も明記しています。ただ、それは法人内の研修（新任、階層別）と施設の運営上、必要な外部研修も含まれ、職員の希望に沿った研修については随時案内することになります。教育・研修は施設としての基本的な考え方を明確した上で実施する必要がありますが、施設が求める「期待する職員像」が明瞭ではなく、計画された研修の目的、施設の意図を認識するのが難しい状態です。今後は施設が求める職員像を示し、その実現に向けた教育・研修の実施と内容の見直しなど、組織的な取組に期待します。		
③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		a
【判断した理由・特記事項等】		
教育・研修の計画的な実施と合わせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握することが必要です。職員のスキル向上には研修の充実が必要になりますが、法人内研修、外部研修、希望研修制度など、その機会は多く職員の意向に沿う研修に参加が可能です。参加した研修の内容は職員会議などで報告され職員間で共有しています。また職員の知識や技術については、幾度か行う面談（上席面談や施設長面談）で把握に努め、職員一人ひとりに合った研修と面談のフィードバックが自己研鑽になり、組織力を高めています。		
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
【判断した理由・特記事項等】		
福祉の人材を育成すること、また治療・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。その協力の一つとして実習生を積極的に受入れています。受け入れ体制としては実習生受入れマニュアルを準備し、実習のプログラムも学校との協議を重ねて整備しています。プログラムは心理棟、生活棟で受入れる学生（専攻）が違うことから棟別に作成し、各棟の実習委員が実習生の対応をしています。日々子どもへの治療・支援があるうえに実習生の対応は負担も多い中、毎年指導者研修を受講し、指導する職員のスキル向上にも努めています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
【判断した理由・特記事項等】		
施設としては、治療・支援を必要とする子どもや保護者が施設の事業や財務の内容を知るために情報を適切に公開、発信する必要があります。公開に関してはHPなどを主に活用していますが現在は内容見直し中で更新後のHPの充実を期待します。また法人のHP内には「情報公開」として法人の決算報告など一部公開していますが、あゆみの丘の運営状況を知る上での情報公開としては不十分な状態です。一方、第三者評価の結果は法人HPに公開し心理治療施設としての支援や取組などを発信しています。その第三者評価結果として前回から課題としている地域へ向けての情報公開については、進展が鈍いですが現在計画の広報誌が充実して、その役割を担うことを期待します。		
② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
【判断した理由・特記事項等】		
治療・支援に関わる施設においては、質の高い治療・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。経営・運営に関しては副施設長が担当として多くを担い、法人の管理・経理規定にある基本姿勢に沿って適正に実施しています。その透明性については毎月外部の税理士による監査支援を受けて、公正性も保たれています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
今までは、子どもと地域の交流を進めることは必要と思う反面、施設の立地や治療施設の特性から難しい側面があり、地域とのかかわりに関する施設の考えを文書化したものは作成されていません。しかしながら、地域に正しく施設の子どもの理解してもらうことが必要と考えるようになり、地域の「ふれあい喫茶」に参加して施設の紹介をしたことにより、令和5年度の施設の餅つき大会への、民生委員と数名のボランティアの参加に繋がった経緯があります。また、地域の学校に通う子どもが近年徐々に増えており、友人との繋がりからだんじり祭りに参加したいという子どもも出てきており、その意向を受け子どもと一緒に、約束事を作ったうえで参加させています。	
② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【判断した理由・特記事項等】	
長期的・継続的に関わることでできないボランティアは、心的治療を必要とする子どもに必ずしも有益な存在とはならないこともあり、ボランティアの受入れは積極的には行われていませんが、内容によっては受入れることもあります。（餅つき大会、餃子屋による餃子の出張調理、ドッグセラピーなど）ボランティア受入れに関する基本姿勢は明文化していませんが、初めて施設に来るボランティアには口頭で注意事項等を伝えています。地域の学校に施設の紹介をしたり、教師の研修先として受け入れを行う等、連携がようやく図られるようになりました。また、連携先の学校から施設を紹介するための文面作成の依頼を受け、説明資料の作成も進めています。ただ、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は文章化はしていません。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
子ども家庭センターとは密に連携を図っています。子どもの豊かな生活に必要な地域の社会資源についてはリスト化・書類化しており、各棟にそれぞれ保管しています。貝塚市要保護児童対策協議会には、施設長が年2回参加している他、当該地域の関係機関・団体とは定期的に連絡会等を開いており、主に施設長と副施設長が参加していますが、課題の共有及び協働による取組には至っていません。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
施設長、副施設長は地域の福祉関連機関の会議に参加しており、地域の課題やニーズの把握に努めています。法人では毎月施設長会議を開いており、それに参加している施設長は地域の福祉ニーズの把握に努めています。職員への周知も不足しています。施設に併設している「丘のうえ こころのクリニック」（以下、クリニック）では、施設で暮らす子どもだけでなく地域住民を対象に外来診療や心理検査、心理カウンセリングを行っており、一部地域のニーズとして把握できることもあります。地域の学校やグループホーム、他施設、子ども家庭センターとも連携を図っており、施設長や副施設長、主任は地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めています。多様な課題に対応できる体制にはなっていません。今後の取組に期待します。	
② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
施設はこれまで地域とのかかわりが殆ど無い状態でしたが、職員が中学校のPTAに関わるようになったり、子どもが地元の祭りに参加するなど、徐々に連携を図れるようになってきており、地域の学校の研究授業や研修への講師派遣、教員をめざす学生への社会的養護に係る研修など、地域の福祉ニーズに基づく事業・活動を展開するようになってきています。地域の民生委員との繋がりもできてきており、地域に向けた公益的な事業への取組みは、今後の展開に期待します。	

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
理念や基本方針は、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示したものとなっています。治療・支援の実施に関する「運営管理規定」は、子どもを尊重することを反映する内容になっています。「倫理綱領」は、「あゆみの丘職員倫理綱領」として職員会議の議題案に印刷しており、毎回全員による唱和を行っています。人権に関する研修は、外部団体主催の研修を年4回程開催しており、職員は希望すれば参加できるようになっていて、新人職員は必ず受ける仕組みになっています。		
②	子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
プライバシー保護に関する規定やマニュアルは作成していませんが、「施設職員としての心構えについて」という法人が作成した文書の中に、プライバシーポリシーに関する注意事項を記しています。個室でない部屋で過ごす子どもがいることと、死角をつくるのが子どもの安全を脅かすことに繋がりがかねない為、子どものプライバシーを守る事への対応が難しい場面もありますが、施設としてはプライバシー保護を考慮した支援に取り組んでいます。子どもには、他の子どものプライベートなゾーンへは立ち入らないようにするといった説明を行っていますが、施設の方針や考えを保護者に説明するには至っていません。		
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
子どもが入所する時に渡す「せいかつのしおり」は、写真やイラストを多用し子どもにも理解しやすいように工夫して作成しています。施設のパンフレットも写真や絵を使って、施設の内容がよく伝わるように工夫した作りになっています。施設入所時や見学時には、子どもや保護者に「入所のしおり」や「パンフレット」を渡して説明していますが、時には他の資料で補足したり表現を変えるなどして、理解状況の様子をみながら丁寧な説明を心がけて行っています。子どもや保護者に提供する内容や情報について、職員から見直しが必要との意見が出れば、会議で検討し見直しを行う事もあります。		
②	治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等に行う説明は、子どもや保護者の同意を得たうえで進めており、可能な限り自己決定を尊重するよう配慮をしながら、こども家庭センターと連携し行っています。意思決定が困難な子ども及び保護者等に対して、説明の仕方はルール化はしていませんが、都度状況に応じて理解できるよう工夫しながら丁寧に説明しています。		
③	治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
他施設からの措置変更で入所する子どもには、これまでの支援の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮して、自立支援計画を作成し支援にあたっています。措置変更等で施設を退所する子どもへの支援は、アフターケアに関するマニュアルとして策定した「すだちナビ」に沿って行っています。退所後が本番であるという意識で支援を継続しており、自立支援担当職員を配置し、施設を退所した後も子どもや保護者が相談しやすい環境を整えています。退所後のことは文書でまとめたものは作成していませんが、口頭ではあるけれども必要事項の説明は行っています。施設を退所した後も、施設に併設されているクリニックに通うなど、施設とかかわりが継続している子どももいます。自立までの支援が必要な子どもとは、メールアプリで連絡を取りあうこともあります。		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。 ① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	第三者 評価結果 b
【判断した理由・特記事項等】 子どもの満足の向上を目的とする仕組として、毎週担当職員と「お茶会」を実施し、困ったことの相談や時には、自転車に乗って外出もしています。食事メニュー等の嗜好調査も定期的実施しています。これまでもアンケートを実施していますが、令和6年度は、第三者評価機関がアンケート調査を実施したので、施設としては年度末頃に、「安心や安全に関するアンケート」を実施する予定です。定期的実施している小学生・中高生のそれぞれの「子ども会議」には、職員も参加しています。子どもからの要望や意見を真摯に受け止め、必要に応じて主任会議や職員会議の議題として取り上げ、対応策を検討する等情報の共有を行っています。今後は、把握した内容を分析・検討する際に子どもたちも参画できる仕組づくりに期待します。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。 ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 苦情申し出方法や第三者委員の設置に関するポスターを玄関に掲示し周知を図っています。「子どもの意見や苦情への対応マニュアル」には、子どもがより積極的に意思表示できる仕組の保障を整え、大阪弁護士会無料相談や第三者委員についても記載し、意見や苦情対応手順も整えています。受け付けた苦情内容は、法人の第三者委員に定期的に報告し、HPにて公開しています。子どもたちに配布する「せいかつのしおり」にも、「こまったときどうする？」の項目を掲げ、いろいろな方法で相談できる手法を伝えています。今後は、しおりを活用して第三者委員に苦情を申し立てることが可能であるということを記載する等、保護者等へ周知する取組に期待します。	
② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【判断した理由・特記事項等】 意見や相談をする機会は、「お茶会」「子ども会議」「意見箱」「子どもの人権SOSミニレター」「リーフレット（権利ノート添付）」等、様々な方法があることを子どもたちに伝えています。「意見箱」のルールを掲示して、施設長だけが開封できる仕組であることを伝えています。届いた意見書には、いつ届いてどのように処理したかがメモ書きで残しています。年度末には、要望と相談に分けて、内容を職員会議で報告しています。職員は、子どもの小さな変化を見逃さないようにアンテナを立ててキャッチできるように日々の治療・支援を行っています。今後、保護者等への説明方法として、「せいかつのしおり」を活用することに期待します。	
③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【判断した理由・特記事項等】 「子どもの意見や苦情への対応マニュアル」を整えています。職員の認知度は低いようです。このマニュアルには、自らの意見を言うことが難しい子どもに寄り添って複数の方法があることを伝えるように規定しています。入所時は、自分の意見を言う権利があることや不安に感じた時に誰に言えば良いかを伝えています。また、自立支援計画作成時には、子どもの意見を計画に盛り込むこととし、入所中は意見箱の活用やアンケートの実施、「お茶会」でも子どもに意見や苦情の把握に努めています。子どもの意見を積極的に集め、迅速に対応することを定めているマニュアルですが、作成日の日付がありません。また、定期的に見直す仕組みづくりも整っていません。今後の取組に期待します。	
(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。 ① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	第三者 評価結果 b
【判断した理由・特記事項等】 リスクマネジメントに関する責任者を施設長とし、ヒヤリハット委員会を設置し、定期的に会議を行っています。報告書の様式を定め、いつ、どこで、何をしていた時、ヒヤリとしたあらまし等を記入しています。年度末には、年間のヒヤリハット・事故について、発生場所や発生時間等に加え、1環境・設備・機器の問題、2仕事の計画・手順・準備の問題、3ヒューマンエラーに分けて分析・検討し、職員会議で報告しています。ヒヤリハットの収集や事故記録等のリスクマネジメントの取組の目的は、責任を明らかにすることにあるのではなく、治療・支援の質の向上にあります。今後は、職員の安全確保・事故防止に関する意識を高めていくためにも、研修等の機会を確保する取組に期待します。	
② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	

各棟事務室に「症状別緊急対応マニュアル」を整えて、職員が常に確認できるようにしています。毎月開催する「医療・性教育委員会」の会議において、感染症等の各種マニュアルを見直しています。また、ヒヤリハット報告事例に対しては、委員会で迅速に検討し対処しています。1施設1人看護師から4人体制に整えて生活棟にも配属されたことで、日頃の子どもたちの様子を観察でき、不調時の気づきも早くできています。また、本来の施設における看護師業務（服薬管理や通院の付きそい等）に集中できています。看護師が外部研修を受講し、職員会議等で報告をしています。今後は、職員自らが勉強会や研修の機会が確保できる仕組みづくりに期待します。

③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
想定される地震や災害に関するマニュアルを整え、環境委員会が、備蓄の食料や水、備品などの管理を行っています。平成30年の台風で3日間の断水・停電を経験し、新たに発電機や非常用トイレを備蓄しています。避難訓練は、定期的実践に即した方法で実施しています。外出する子どもには、必ず携帯電話を持たせています。職員と同伴外出をして、災害時を想定して施設に入電する練習をしてから一人外出が認められるルールとしています。台風を経験したことで、「事業継続計画（BCP）」の必要性を痛感したところです。施設にとっての「BCP」には何が必要かを検討することから始め、法人全体で「BCP」を構想し、子どもたちの安心・安全を守る仕組みづくりに期待します。	

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
標準化は、画一化を求めるのではなく、治療・支援に取り組むどの職員であっても、必ず行わなければならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な治療・支援と相補的な関係にあるものです。プログラム教育からの脱却を踏まえた標準的な実施方法の策定は現在進行中ですが、長くプログラム教育に基づいた治療・支援に努めていた職員にとっては自己否定につながる恐れもあり慎重に検討しています。また、子どもの支援に特化していたプログラム教育から、親に罪悪感を与えない観点が欠かせない「親子治療」に視野を広げていく必要性もあります。大舎制からユニット化・小規模化への転換を目指しているところでもあり、理念や基本方針を再検討することで標準的な実施方法について方向性を見出し、整えていくことを期待します。		
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
プログラム教育からの脱却を踏まえた標準的な実施方法が現在進行形で確立されたものがないことから、その実施方法の検証や見直しをする仕組み等も整えることができていません。ただ、現在進行中の標準的な実施方法について、職員は日々の治療・支援の中から施設の標準的な実施方法とは何かを考え、その都度内容を精査しています。さらに、自立支援計画に反映される項目とはどのようなことかも検討しています。柔軟に検証や見直しができる仕組みづくりに期待します。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
生活・心理・管理職・看護師、時にはスーパーバイザーとして大学の先生も交えてカンファレンスを実施し、それに基づき自立支援計画は子どもの担当職員が作成し、管理職及び施設長が確認しています。また、自立支援計画には、子どもの意向やニーズを適切に把握しています。アセスメント手法はケースによってさまざまであり、手法を確立しているとはいえない状況ですが、担当者会議（アセスメント会議・ケース会議）では、会議の目的を①情報共有、②問題解決、③事例検討のどれにあたるかを明確にしたうえで実施しています。子どもの同意を得ることが難しい場合もあることから、今後は同意の取り方等についても引き続き検討を重ねていくことを期待します。		
②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
令和6年度より、半期ごとに自立支援計画の見直しをすることとしていますが、職員への周知は不十分のようです。ケースカンファレンス等必要に応じて実施し、治療や支援方針の検討を行い、それにもとづいた治療・支援を実施し、職員会議等で報告をして全職員への情報共有はできています。年度末の見直し際には、埋もれているニーズの拾い出しから始め、新年度の計画に反映しています。今後は、子どもの治療・支援に不利にならないように変更のルール等の仕組みづくりに期待します。		
(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		

子どもの個人記録は一人ひとりの入所の経緯から、成育歴、心理判定、経過観察記録、外泊等行動記録など多岐にわたる情報を整理しファイリングしています。児童記録ソフト「チャイルドノート」を活用し支援実施状況、日々の変化や気づきを記入し、職員間で情報共有をおこなっています。勤務時間内で終わるように事務作業時間を一定時間確保しています。記録の様式は統一していますが、記入については個人差があるようです。記録をする意味とそれを活用することを考え、今後は勉強会や研修の機会を確保することに期待します。

②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
記録管理の責任者を施設長としています。ケースファイルは鍵付き書庫にて補完し、パソコンはパスワードをかけ定期的に変更しています。「個人情報保護規程」や「文書管理規程」を整え、「あゆみの丘規程」には、個人情報保護に関する規定の中で第三者への情報提供の規定や削除事項を定め、子どもに関する情報の取り扱い方法等を明確にしています。施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人情報であり、その流出は大きな問題となります。今後は、研修の実施等の機会を設け、職員によってばつぎがないような取組に期待します。		

内容評価基準（20項目）

A－１ 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

(１) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
棟ごとに養育・支援と心理療法チームによる心理ケアの体制を整え、さらに施設内にクリニックを開設して、充実した精神的医療ケアを実施しています。また、分教室における教育との連携が格段に向上し、総合環境療法を整えています。職員は「全国児童養護施設協議会（以下、全養協）」の「人権擁護のためのチェックリスト」を用いて自身の取組みを振り返り、子どもの最善の利益を目指した治療・支援を実施しています。各棟の枠を超えて、主任等による助言、スーパーバイスを実施し、職員間の連携もよく、対話と協調を円滑に図ってチームケアに徹しています。		
②	子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
一定の日課に基づいた生活を通して子どもの心理的治療を図る施設機能をキープする中で、小規模化を見据えて日課やルールといった生活構造の見直しを図っています。子ども一人ひとりの個別対応については、心理治療の遂行とのバランスを図ることが難しい状況ですが、子どもの発達段階や課題を考慮した支援に努めています。また、子ども会議を設置し子どもからの意見を反映して少人数での施設外活動やグループでの感覚運動療法を取り入れて子ども間、子どもと職員間の関係性構築を通じて子どもの協調性を育てています。		
③	子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設では一部の子どもには地域に買い物に出かけたり、種々の文化施設等の利用を促していますが、市街地から離れた施設の立地性や心理治療施設の特性として施設内完結性が高く、地域での自立生活を見据えた生活技術の習得に向けた支援は十分ではありません。それでも機会があるごとにグループ外出のプログラムや自立外出を実施しています。また司法書士による講座によってSNS利用等に伴う社会生活上のリスクを学ぶ機会も設けています。子どもの重い課題に偏向していた従前のプログラム教育を子ども一人ひとりの課題に向けて個別性と一貫性ある支援（対象恒常性）ができるように見直しているところです。子どもの平均在籍期間が2年余と短期な中で、可能な限り早期、かつ子ども一人ひとりに効果的なリービングケアとして十分な生活技術の習得支援を期待します。		
④	子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
施設では、不適応行動への対応マニュアルを整えて、チーム力による適切かつ迅速な対応に努めています。子どもの年齢が高くなるにつれ、子ども間の問題は集団的対立や内在的問題が深まり、また問題を被害的に捉える傾向も増え、問題行動の背景評価や解決の見通しが難しくなる傾向があります。心理的視点（治療支援）と福祉的視点（生活支援）の複眼的見立てを通して子ども間の問題行動の背景を理解し、職員は治療・支援につなげています。		
(２) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		

子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し施設生活の改善に向け積極的に取り組んでいくことが大切になります。施設では子どもの意向、自分の意見を話し合う機会として「子ども会議」を実施し、テーマを掲げていろいろな意見を交わしています。その他「お茶会」として会議とは違う短い時間で身近な相談事を職員は丁寧に聴いています。また入所する子どもの中には集団生活が苦手な子どももありますが、ブレイルームから少しずつ話すこと、主張することを始め、子ども会議で発言が出来るまで職員はしっかり支援を続けています。これからは更なる成長として施設の企画や運営まで、小さいことから参加することのできる取組の実現に期待します。

② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。 a	
【判断した理由・特記事項等】	
施設のルールは他の子どもたちと一緒に暮らしていくためだけではなく、その子ども自身の安全・安心感を培うためにも必要であり、日々の生活の中で具体的にみんなと心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを学ぶ必要があります。施設のルールとしては「せいかつのしおり」を使い説明していますが、日々の生活で気づくことや守るべきことなどは毎月の「子ども会議」で子どもの理解に努めていますし、職員も「伝えればできる子ども」として支援をしています。施設の子どもは少なからずトラウマや愛着形成など心理面での治療が必要な子どももいますが、他者への配慮や協調性、マナー（心遣い）についてはこれまで通り、職員として、また大人として接することができています。	
(3) 子どもの権利擁護・支援	
① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。 b	
【判断した理由・特記事項等】	
子どもの権利擁護は職員全員に徹底される必要があります、そのためには、施設としての基本的な考え方や方針を明示するとともに、それに基づく規定・マニュアル等を整備していなければなりません。権利擁護については、全養協の人権擁護チェックリストを活用し「権利」とはどういう事かをしっかり職員が周知する様に努めています。その一方で、権利に関する施設の考え方に沿う規程やマニュアルの存在は職員の認識にバラつきがあります。改めて規程・マニュアルを理解することによって権利侵害の防止と早期発見、思想や信教の自由など、権利擁護に対する意識の統一が可能となることから職員への統一した意識づけに取組むことに期待します。	
② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。 a	
【判断した理由・特記事項等】	
これまで十分な養育を受けた機会が少ない子どもは、権利について意識することは少なく、自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。その大切な権利について、子どもには権利ノートや「せいかつのしおり」を使って丁寧に説明しています。また、子ども会議ではいろいろなテーマを議題に掲げ、何がダメなのか、何故ダメなのかを話し合っ理解できるよう支援しています。加えて子どもには何度も繰り返し暴力やいじめがダメな事、してはいけないということを伝え、意識の中に刷り込まれるよう根気よく支援しています。	
(4) 被措置児童虐待の防止等	
① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b	
【判断した理由・特記事項等】	
施設は子どもへの不適切なかかわりの防止のために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解する必要があります。まず何が「不適切なかかわり」にあたるのかを職員が認識する必要があり、その取組として「職員の心構え」として、不適切にあたる内容を列挙することに加え、被措置児童等虐待防止マニュアルで周知を図っています。人権擁護の自己チェックも実施し施設長のフィードバックによる取組もあります。ただ、その事象が発生した時にとるべき対応の明文化や、虐待の届出、通告に関する部分についての意識は低く、今後は研修の実施などで職員への理解に努めることを期待します。	

A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活	
① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。 a	
【判断した理由・特記事項等】	
食事は皆で美味しく楽しく食べることが基本ですが、集団に協調できない子どもには、治療的措置として一人で食べるスペースを用意しています。食事の調理は業者に委託していますが、献立のチェックは業者と栄養士がダブルで行っています。献立や食育に関して、食育委員会が月1回の給食会議で様々検討しており、食の情報を掲載した「もぐもぐら新聞」を発行し、食事の場所に掲示しています。献立は、旬の食材や行事食の提供等、食事を通じて季節を味わえる内容を基本としています。一方、陶器の食器は割れると破片が自傷他害の道具になるため使えませんし、子どもの気を散らす要因となるので、テーブルの周辺に飾りつけはありません。嗜好調査として10月に「献立アンケート」を、1月に「おやつアンケート」を実施しています。アレルギーを持つ子どもには、原因となる食材を取り除いたものや、代替食を提供しています。	

(2) 衣生活		
①	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
基本的には、子どもが自分の好む服装でいられるように支援を行っていますが、TPOから大きく外れていると考えられる場合は、職員が助言することもあります。また、衣類にこだわりを示す子どもの場合、季節感や清潔感が希薄になる場合があるのは否めません。洗濯は職員が行っており、子どもはたたまれてまとめて置いてある自分の衣服を自分の部屋に持ち帰り、所定の場所に自分で収納することになっていますが、子どもができない場合は職員が手伝うこともあります。中学生以上の女子と希望する男子は、自分で洗濯をしています。アイロンがけや繕いの針仕事は、子どもの安全を考えて子どもがいない時間帯に職員が行っており、衣習慣の習得のために子どもに見せることができていません。		
(3) 住生活		
①	居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設全体では死角となる場所を作らないよう、常日頃から職員が注意しています。防犯対策としては、施設の正面玄関と駐車場には防犯カメラを設置しています。中学生以上は間仕切り壁を使つての1人部屋で、個々に安心できる空間となるような配慮をしていますし、小学生は2人部屋ではありますが、それぞれのエリアをお互いに侵害しないようなルールを決めて、個々の空間を守っています。ベッドや机は全て同じサイズで、子どもの年齢に合わせたものを用意しているわけではありませんが、そのことについては、子どもから不満の声は無いとのことです。ただ、子どもアンケートの結果では、風呂・トイレが清潔で気持ちよく使えることを否定する意見が、女子から多数ありました。		
②	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
部屋の掃除は日曜日の夕方5分の間で、子ども全員で行います。部屋や引き出しの整理は職員が支援していますが、理解が難しい子どもには整理ができた状態を写真に撮り、子どもが視覚的に理解できるような工夫をしています。職員が子どもと一緒に居室の掃除をしたりしますが、一人ひとりの子どもに時間を割くには限界があります。一方で、居室内に衣類等が散乱していても、職員は子どものプライバシーに配慮して勝手に触れないようにし、子ども自身で片付けができるよう促しています。建物の出入口の戸締りや部屋のエアコン操作は、建物の仕組みから職員が行っており、子どもにそれらのことを身に付けさせるのは難しいといえます。また、建物等の破損箇所の修理は、テープを貼る程度のことであれば子どもが自分で、時には職員が手伝って行ったりしますが、工具は危険物でもあるので子どもに使わせるのは難しい側面があります。		
(4) 健康と安全		
①	発達段階に応じて、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
日々の子どもの様子はパソコンのソフトで記録し、職員間で共有化を図っています。洗面や洗体のやり方がおぼつかない子どもには、職員が子どもの状態に応じて支援しています。歯磨きは、地域の歯科医による歯磨きの講座を行っています。子どもが自分の排便状況を報告しやすいよう大便の種類を絵で表し、子どもは指差し動作で報告する仕組みで、毎朝体温測定時に確認しています。交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方などについては、日々の生活の中で子どもに説明しています。		
②	医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
日々の子どもの健康管理は、看護師を中心に適切に行い、記録は職員間で共有しています。施設内に併設されているクリニックを始め、地域の医療機関とも連携を図っており、必要な受診への対応が可能な体制となっています。薬を飲ませる手順マニュアルを書式化しており、薬を飲みたがらない児童の対処方法など細かく明記しています。子ども一人ひとりへの投薬管理は職員がダブルチェックしながら行っており、飲み忘れや落下した薬の発見等、問題が発覚することに医療会議で、薬を飲ませる手順を検討し対処しています。事務室には、ノロウイルスの注意事項や熱中症の応急処置などの掲示物を貼っており、緊急の場合にも即応できるような対策を実施しています。		

(5) 性に関する支援等		
①	子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
「医療・性教育委員会」で性に関する支援について定期的に会議を実施し、マニュアルの見直しも実施しています。性教育冊子「大切なあなた」を用いて、定期的に年齢別、性別、発達段階に応じて子どもに個別の性教育プログラムを実施しています。学校の養護教諭とも連携し、時には子どもへの支援の協力も得ています。性教育冊子「大切なあなた」にジェンダーの視点も組み込むように見直し・改訂しようとしています。このための研修会にも参加しています。ただ、性に課題のある子どもへの治療・支援内容を自立支援計画をもとに実施できているかについて課題が残っているようです。子どもの治療・支援内容を明確にしたうえで、個別性に配慮し、職員全体で情報共有しながら支援する取組みに期待します。		
(6) 学習支援、進路支援等		
①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
毎日、分教室の先生と登・下校時に引継ぎを実施しています。学校で起きた問題行動等は、報告書として受け取り担当者会議等で情報を共有しています。令和5年度から入所時にセンターのケースワーカー、分教室と施設でミニカンファを始めています。個別学習支援は、施設内で塾を開設し、家庭教師を利用したり、「お茶会」を利用してワークすることもあり、一人ひとりの学習能力に合わせた支援を実施しています。また、ケースカンファレンスでは、一人ひとりの最善の利益にかなった進路決定ができるように、早い時期から様々な情報を伝え支援できるように話し合っています。職員は、学習支援の環境は整ってはいるが、有効に機能しているかについては、まだまだできることがあるのではと感じています。		

A-3 通所支援

(1) 通所による支援		
①	施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	評価外
【判断した理由・特記事項等】		
通所事業は実施していないため、この項目は「評価外」とします。ただ、施設は、通所を行っている他施設から情報を集め、また、学校やクリニックを通じて地域のニーズが多いようならば「あゆみの丘」としての通所事業を実施すべきか継続的に検討するとしています。		

A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等		
①	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
子どもに対して、生活担当・親担当・心理士・学校の先生のチームで支援しています。親担当はリーダー等の中堅職員が担っていて、連絡可能な保護者等とは定期的に連絡しています。子どもの治療・支援から親子の治療・支援を目指すために、NPO法人チャイルド・リソース・センターが主催している家族再統合支援に関する研修に総括主任を派遣し、研修内容については適宜会議等で報告しています。しかしながら、家庭支援専門相談員の職責が不明確なために積極的に家族からの相談を受ける体制は整っていない状況です。家族支援にあり方について、基本方針に盛り込む等を今後の取組に期待します。		
②	子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
退所予定児に対して、1年前から「すだちナビ」という自立支援プログラムを実施しています。退所後クリニックに通院している子どもは、退所後の様子を確認でき、保護者等からの相談も受けることができ、切れ目のない支援が実施できています。施設行事に退所児童が集い、近況把握もできています。退所後の状況を退所時の担当が主となって担っているのですが、担当が退所した後等のルールや子どもからの相談の記録方法等について課題を残しています。子どもが通う学校などと連携して、退所後の地域生活を見守る体制を構築することに期待します。		